#### ☆報告書の提出について☆

この報告書は、じん肺健康診断の結果だけを記入するものでなく、12月末日現在の事業場におけるじん肺健康管理の状況を報告するものです。

じん肺健康診断を実施している事業所は、じん肺健康 診断の実施の必要が無い年でも、毎年報告書の提出が必 要です。(2月末日まで)

#### 《労働保険番号》

#### 《対象期間》

報告する対象の年を記入して下さい。

#### 《粉じん作業従事労働者数(12月末日現在)》

"粉じん作業コード"を報告書(様式第8号)裏面の別表から該当するすべてのコードを選び記入して下さい。 選んだ粉じん作業に常時従事する労働者数をそれぞれ記入して下さい。

#### 《本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数》

- ●1月から12月までの間に実施したじん肺健康診断の状況
- (イ) 就業時健康診断 (じん肺法第7条) 新たに常時粉じん作業に従事する労働者
- (ロ) 定期健康診断(じん肺法第8条)

小計欄に、じん肺に係る定期健康診断の受診者数を記入して下さい。

また、第1号~第4号の欄には、小計欄に記入した受診労働者数の内訳を記入して下さい。

#### 〈第1号〉

常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺所見がないもの(管理1)の人数(健診は3年以内ごとに1回)(第2号)

常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が2又は3であるものの人数(健診は1年以内ごとに1回)

#### 〈第3号〉

以前、常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に常時従事する労働者で、管理区分が2であるものの人数(健診は3年以内ごとに1回)

#### 〈第4号〉

以前、常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在 は粉じん作業以外の作業に従事する労働者で、管理区 分が3であるものの人数(健診は1年以内ごとに1回)

#### (ハ) 定期外健康診断(じん肺法第9条)

じん肺法第9条に基づいて、じん肺健康診断を実施した労働者数を小計欄に記入して下さい。

また、定期外健康診断の一部として「肺がんに関する 検査 | を実施した場合はその実施者数を記入して下さい。

#### (二) 離職時健康診断(じん肺法第9条の2)

じん肺法第9条の2に基づいて、離職する際にじん肺健康診断を実施したものの人数を記入して下さい。

《従来管理1であった労働者で、本年中に新たに管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数》

《過去に粉じん作業に従事させたことのある労働者で、12月末日現在において、他の作業に従事しており、かつ、じん肺管理区分が管理2又は管理3であるものの総数》

### じん肺健康管理実施状況報告の書き方

■ 様式第8号(第37条関係) じん肺健康管理実施状況報告	•
労働保 険番号       (12月末日現在)         事業場の所在地       郵便番号()         す業場の所在地       (12月末日現在)         (12月末日現在)       (12月末日現在)         本等       (12月末日現在)         (12月末日現在)       (12	
定期健康診断 実施機関の名称 一般財団法人全日本労働福祉協会  定期健康診断 東京都品川区旗の台6-16-11  粉じん 作業コード	
計 (イ) ((イ)~(ホ)) 管理 1       有所見者数小計 (ロ) (ハ) (二) 管理 3 ロ (ホ) 管理 4         ((イ)~(ホ)) 管理 1       管理 2       管理 3 イ PR 3 PR4(A,B) PR4(C) F(++) その他         人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	
年月日         事業者職氏名         少働馬長殿	

#### 《事業の種類》

事業の種類は日本標準産業分類(中分類)により記入 して下さい。

#### 《健診年月日》

健診を実施した年月日を記入して下さい。

健康診断を何回かに分けて実施し、まとめて報告する場合は最終日の健診年月日を記入して下さい。

なお、対象年において、じん肺健康診断を実施する必要がない場合は、記入する必要はありません。

## 《粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳(12月末日現在)》

現在粉じん作業に従事している労働者と、過去に粉じん作業に従事していたことがある在籍労働者のじん肺管理区分別の内訳を記入して下さい。

※じん肺の所見がない(所見なし)と診断されたものの人数は「(イ)管理1」の欄に記入して下さい。

※じん肺の所見がある労働者の内訳を(ロ)~(ホ)に記入して下さい。

じん肺健康診断の結果、所見がある(所見あり)と診断されたものについては、じん肺法第12条に基づきエックス線写真等を都道府県労働局長に提出し、じん肺管理区分決定を受けなければなりません。

(ロ)~(ホ)のいずれかに該当するかは、管理区分決定を行った後、都道府県労働局長からの通知書により判断できます。

### 《本年中に粉じん肺作業から他の作業に転換した労働者の数》

計の欄に所見のないもの(管理1)も含めて本年中に作業転換したものの人数を記入し、その内訳として管理2~管理3口までに該当する人数を記入して下さい。

# 《じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺法施行規則第1条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したものの数》

本年中にじん肺管理区分決定を受け、次に掲げる合併 症に羅患しているとされたものの人数を合併症の内訳ごと に記入して下さい。

合併症はじん肺管理区分決定の通知書により判断して下さい。

〈1号〉肺結核 〈2号〉結核性胸膜炎 〈3号〉続発性気管支炎 〈4号〉続発性気管支拡張症 〈5号〉続発性気胸 〈6号〉原発性肺がん

#### 《産業医等》

在籍労働者数が50人以上の事業所のみ必要です。 事業所で選任している産業医の氏名、所属医療機関の名 称及び所在地を記入し、確認印をもらって下さい。

#### 《事業者職氏名》

代表者職氏名の記入と代表者印が必要です。

一般財団法人 全日本労働福祉協会 2016. 1